

鳥取県公報

平成22年3月23日(火) 号外第27号

毎週火・金曜日発行

= -	次

- 課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正(151)(税務課)・・・・2
- ◇ 議会告示 鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正(1)(総務課)・・・・・・・・・5

示

鳥取県告示第151号

平成12年鳥取県告示第455号(課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について)の一部を次のよ うに改正する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特 例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)第6条|例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)第7条 第1項から第3項までに規定する課税免除に関する届 第1項から第3項までに規定する課税免除に関する届 出書並びに第7条第1項に規定する不均一課税適用申出書並びに第8条第1項に規定する不均一課税適用申 請書の様式を次のように定める。

様式第1号

(表面)

過疎地域における 同意集積区域における 県税の課税免除に関する届出書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主) たる事務所の所在地」

氏 名

(法人にあっては、名) 【称及び代表者の氏名】

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第6条第1項(第3項)の規定に 基づき、次のとおり届け出ます。

(裏面)

備考

2 この届出書には、次の書類を添付してくださ いし

改正前

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特 請書の様式を次のように定める。

様式第1号

(表面)

農村地域工業等導入地区における 過疎地域における 同意集積区域における 県税の課税免除に関する届出書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

[法人にあっては、主] たる事務所の所在地

氏 名

[法人にあっては、名] 【称及び代表者の氏名】

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第7条第1項(第3項)の規定に 基づき、次のとおり届け出ます。

(裏面)

備考

2 この届出書には、次の書類を添付してくださ ll.

(1)~(13) 略

<u>(14)</u> 略

(15) 略

別紙 略

様式第2号

過疎地域における県税の課税免除に関する届出書 (畜産業又は水産業を行う個人用)

職 氏名 様

年 月 日

住 所 氏 名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第6条第2項の規定に基づき、次 のとおり届け出ます。

略

備考 略

様式第3号

(表面)

中心市街地における不動産取得税の不均一課税適用 申請書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

[法人にあっては、主]

たる事務所の所在地

氏 名

[法人にあっては、名]

称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第7条第1項(第1号)の規定に 基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適 用を申請します。

(裏面)

備考

1及び2 略

3 「施設の種類」欄には、中心市街地の活性化 に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴 う措置が適用される場合等を定める省令第2条 (1)~(13) 略

(14) 農村地域工業等導入地区における場合 は、農村地域工業等導入実施計画書及び増加 雇用者の実績を明らかにする関係書類(製造 業以外の者に限る。)

(15) 略

(16) 略

別紙 略

様式第2号

過疎地域における県税の課税免除に関する届出書 (畜産業又は水産業を行う個人用)

職 氏名 様

年 月 日

住 所 氏 名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次 のとおり届け出ます。

略

備考 略

様式第3号

(表面)

中心市街地における不動産取得税の不均一課税適用 申請書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

[法人にあっては、主] たる事務所の所在地

氏 名

[法人にあっては、名] 称及び代表者の氏名」

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第8条第1項(第1号)の規定に 基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適 用を申請します。

(裏面)

備考

1及び2 略

3 「施設の種類」欄には、中心市街地における 市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的 推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税 第2項各号に定める施設のうち該当するものを 記載すること。

別紙 略

様式第4号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税 適用申請書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

[法人にあっては、主] たる事務所の所在地

氏 名

[法人にあっては、名] 称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第7条第1項(第2号)の規定に 基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適 用を申請します。

(裏面) 略

別紙 略

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

に伴う措置が適用される場合等を定める省令第 2条第2項各号に定める施設のうち該当するも のを記載すること。

別紙 略

様式第4号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税 適用申請書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

[法人にあっては、主] たる事務所の所在地

氏 名

[法人にあっては、名] 称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の 特例に関する条例第8条第1項(第2号)の規定に 基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適 用を申請します。

(裏面) 略

別紙 略

議会告示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会情報公開条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すとおり改正する。

改 正 後	改正前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 条例第7条第1項第3号の議長の定める事項は、 開示の方法とする。	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 条例第7条第1項第3号の議長の定める事項は、 次のとおりとする。 (1) 開示請求者の資格
3 公文書開示請求書は、 <u>鳥取県総務部県民課</u> 、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を経由して提出することができる。	(2) 開示の方法 3 公文書開示請求書は、 <u>鳥取県総務部県民室</u> 、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総
様式第1号(第3条関係) 公文書開示請求書 鳥取県議会議長 様 鳥取県議会情報公開条例第7条第1項の規定によ り、次のとおり公文書の開示を請求します。	様式第1号(第3条関係) 公文書開示請求書 鳥取県議会議長 様 鳥取県議会情報公開条例第7条第1項の規定によ り、次のとおり公文書の開示を請求します。
年 月 日 郵便番号 住 所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)	年 月 日 郵便番号 住 所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)
請求者 氏 名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名) 連絡先 自宅 (電話番号) 勤務先	請求者 氏 名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名) 連絡先 自宅 (電話番号) 勤務先
	県の区域内に住所を有する 者 県の区域内に所在する事務 所又は事業所に勤務する者 (勤務先名 所在地) 県の区域内に所在する学校

		求者の資格	に在学する者
			(学校名 所在地)
			県の区域内に事務所又は事
			業所を有する個人及び法人そ
			の他の団体
			(事務所又は事業所の名称
			所在地)
公文書の件名	2	文書の件名	
又は内容	X X	は内容	
略		略	
 注 略	注	略	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。